

報道各位

新潟市福祉部

## 障害者総合支援法に基づく行政処分について

このことについて、下記のとおり、指定の取消処分を行いました。

### 記

#### 1 対象事業者・事業所等

##### (1) ヘルパーステーションめぐ

- ・運営法人名 株式会社新潟福祉サービス
- ・法人所在地 新潟市中央区関新2丁目1番73号 新潟ダイカンプラザ遊学館  
1207号
- ・代表者 代表取締役 児玉 一
- ・事業所名 ヘルパーステーションめぐ（平成25年10月1日指定）
- ・事業所所在地 新潟市西区小針2丁目34番13号 セーヌA-3
- ・事業の種類 居宅介護・重度訪問介護・同行援護

##### (2) 株式会社 心温快

- ・運営法人名 株式会社心温快
- ・法人所在地 新潟市東区中山3丁目7番9号
- ・代表者 代表取締役 洲崎 由利子
- ・事業所名 株式会社 心温快（平成30年12月1日指定）
- ・事業所所在地 新潟市東区中山3丁目7番9号
- ・事業の種類 居宅介護・重度訪問介護・同行援護

##### (3) 就労支援センターつなぐ

- ・運営法人 株式会社就労支援センターつなぐ
- ・法人所在地 新潟市中央区二葉町3丁目5152番地9
- ・代表者 代表取締役 竹石 晋
- ・事業所名 就労支援センターつなぐ（令和元年10月1日指定）
- ・事業所所在地 新潟市西区小針上山12番9号
- ・事業所の種類 就労継続支援A型（定員20名）

## 2 処分理由

	ヘルパーステーションめぐ	株式会社 心温快	就労支援センターつなぐ
人員基準違反	—	—	●
運営基準違反	●	●	●
不正請求	●	●	●
虚偽報告・虚偽答弁	—	●	●
不正の手段による指定	—	—	●
不正又は著しく不当な行為	—	●	●

## 3 不利益処分の原因となる事実 別紙のとおり

## 4 徴収金（加算金含む）

(1) ヘルパーステーションめぐ  
約1億7千256万円

(2) 株式会社 心温快  
約655万円

(3) 就労支援センターつなぐ  
約5千15万円

## 5 指定取消しの年月日 令和4年4月1日

## 6 行政処分の影響

(1) ヘルパーステーションめぐ  
すべての利用者の次の利用先が決定しており、処分による影響はない。

(2) 株式会社 心温快  
利用者が継続して必要なサービスを利用できるよう、他の居宅介護事業所等へ引き継ぐよう当該事業者強く指導しているほか、区役所や計画相談支援事業所を通じて、次の利用先を手配し、影響を最小限にとどめるよう対応中。

(3) 就労支援センターつなぐ  
全ての利用者について雇用契約が終了しており、利用者はいない。

問い合わせ先

(処分内容について)

福祉部障がい福祉課 指定係 登坂 電話025-226-1241

(監査結果について)

福祉部福祉監査課 田宮 電話025-226-1182

## 別紙 不利益処分の原因となる事実

### (1) ヘルパーステーションめぐ

#### 【運営基準違反（障害者総合支援法第50条第1項第4号）】

- ・指定当初から、ほとんどの利用者の個別支援計画が未作成又は内容に不備がある状態でサービス提供を行っていた。
- ・少なくとも平成30年2月から、サービス提供記録が未作成又は内容に不備があった。

#### 【不正請求(障害者総合支援法第50条第1項第5号)】

- ・指定当初から、個別支援計画が未作成又は内容に不備がある状態にもかかわらず、不正に介護給付費を請求し、受領した。
- ・令和3年5月から、特定のヘルパーが24時間のサービス提供を行い、本来請求できないヘルパーの仮眠や食事時間等を除外せず、不正に介護給付費を請求し、受領した。
- ・少なくとも令和3年5月から、本来請求できない利用者の就労時間や移動介護中のヘルパーの運転時間を除外せず、不正に介護給付費を請求し、受領した。

### (2) 株式会社 心温快

#### 【運営基準違反（障害者総合支援法第50条第1項第4号）】

- ・少なくとも令和元年8月から、個別支援計画が適切な手順で作成されていなかった。
- ・少なくとも令和2年5月から、個別支援計画の内容と異なるサービス提供を行っていた。
- ・一部の利用者について、サービス提供記録を事業所で作成し、利用者の確認を得ずに事業者が利用者の確認欄に押印を行っていた。

#### 【不正請求(障害者総合支援法第50条第1項第5号)】

- ・特定事業所加算の要件を満たしていないにもかかわらず届出を行い、平成31年4月から令和3年12月までの間、不正に介護給付費を請求し、受領した。
- ・令和3年6月に個別支援計画とは異なるサービス提供を行い、不正に深夜の加算にかかる介護給付費を請求し、受領した。

#### 【虚偽報告(障害者総合支援法第50条第1項第6号)】

- ・令和3年12月に実施した監査において、特定事業所加算の要件である研修を実施していないにもかかわらず、実施したという内容の虚偽の研修実施記録を提出した。

#### 【虚偽答弁(障害者総合支援法第50条第1項第7号)】

- ・令和3年12月から令和4年1月にかけて実施した監査及びヒアリングにおいて、特定事業所加算の要件である研修を実施していないにもかかわらず、実施したと虚偽の答弁を行った。

**【不正又は著しく不当な行為(障害者総合支援法第50条第1項第10号)】**

- ・令和2年9月に個別支援計画に沿ったサービス提供、請求を行う必要があると市が指導を行ったにもかかわらず、改善せず、個別支援計画の内容と異なるサービス提供、請求を行っていた。
- ・ヒアリングにおいて、管理者が従業員に対して、実施していない研修を実施したと虚偽の答弁をするように指示をした。

**(3) 就労支援センターつなぐ**

**【人員基準違反(障害者総合支援法第50条第1項第3号)】**

- ・少なくとも指定当初から令和2年7月までの間、常勤換算方法上で配置すべき職業指導員及び生活支援員の総数が不足し、人員基準を満たしていなかった。
- ・少なくとも令和3年1月から、常勤で配置すべき管理者兼サービス管理責任者が事業所に勤務していなかった。

**【運営基準違反(障害者総合支援法第50条第1項第4号)】**

- ・指定当初から、個別支援計画が未作成又は計画作成に係る一連の業務が適切に行われていない状態で障がい福祉サービスの提供を行った。

**【不正請求(障害者総合支援法第50条第1項第5号)】**

- ・指定当初から、個別支援計画が未作成又は計画作成に係る一連の業務が適切に行われていないにもかかわらず、減算せず不正に訓練等給付費を請求し、受領した。
- ・少なくとも令和3年1月から、サービス管理責任者が常勤で勤務していなかったにもかかわらず、減算せず不正に訓練等給付費を請求し、受領した。

**【虚偽答弁(障害者総合支援法第50条第1項第7号)】**

- ・令和4年1月の監査において、法人代表者は、管理者兼サービス管理責任者が実際は他施設でも勤務していたにもかかわらず、「管理者兼サービス管理責任者が他施設で勤務していることは無い」と虚偽の答弁を行った。

**【不正の手段による指定(障害者総合支援法第50条第1項第8号)】**

- ・指定申請時、他法人で勤務している従業員を常勤で配置するなどした虚偽の申請を行い、不正の手段により指定を受けた。

**【不正又は著しく不当な行為(障害者総合支援法第50条第1項第10号)】**

- ・令和2年10月の実地指導において、多数の口頭指摘や文書指摘を受け、遅くとも令和3年2月中には全項目を改善する旨の改善状況報告書を市に提出していたにもかかわらず、令和3年12月の実地指導時点で、口頭指摘5件、文書指摘4件について改善しないままサービス提供を提供した。
- ・令和3年12月の実地指導において、全利用者の個別支援計画を適正な手続きに則って至急作成するよう指示されていたにもかかわらず、令和4年1月の監査時に至っても作成していなかった。
- ・市へ提出する従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表について、指定当初から、実態と異なる虚偽の届出を行っていた。